

令和3年度事業報告

令和3年度は、新型コロナ禍で制約を受けたが、「スピードダウン県民運動」や「反射材・ハイビーム活用促進県民運動」等が展開され、当協議会もこれらの運動に参加し、安全運転管理者等の資質の向上と選任事業所従業員等の交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めた。

1 自動車の安全運転管理に関する研修会、講習会等の開催

- (1) 安全運転管理者としての必要な知識と高度な技術を習得させ、地域における指導員を育成するため、安全運転中央研修所の「安全運転管理者課程（4日間）」に3人を入所させ、研修費等を助成した。
- (2) 安全運転管理者選任事業所従業員を対象に、交通安全意識の啓発と安全運転技能の向上を図るため、山口県総合交通センター内の交通安全学習館及び雨天制動体験コース等における体験学習を推奨し、317人分の必要経費を助成した。
- (3) 安全運転管理者選任事業所事業主の安全運転管理に対する理解と事業主間における連携を深めるため、事業主会（オーナー会）の開催を促進し、書面開催した長門事業主会に経費の一部を助成した。
- (4) 警察本部交通企画課及びJAF山口支部との共催で、6月12日、県下の事業所から計9人参加のもと、交通安全学習館において「クリーンセーフティ山口2021」を開催し、総合交通センターの自動車コースを活用した実車体験等を通じて、エコドライブの意義、効果等を認識させ、エコドライブの普及・促進に努めた。

2 自動車の安全運転管理に関する調査・研究及び情報の収集・提供

- (1) 安全運転管理者選任事業所の管理体制、活動実態等安全運転管理の調査・分析を行い、安全運転管理の効率化等に努めた。

- (2) 安全運転管理業務を効果的に推進するための図書、研究教材として「人と車」を配布したほか、安全運転管理及び交通事故防止に役立つDVD等の貸出しを行った。

3 優良安全運転管理者等の表彰

安全運転管理者に対する功労を称え、安全運転管理者意識の高揚と効果的な管理業務を推進するとともに、各協議会の功労を称え、なお一層の活動の活発化を図るため、

- 優良安全運転管理者 65人
- 優良安全運転管理者協議会
 - 警察本部長・県会長連名 6 協議会
 - 交通部長・県会長連名 1 協議会
- 全国優良協議会 1 協議会

の表彰を行った。

4 交通安全思想の普及・啓発並びに交通事故防止に関する施策への協力

【会費事業】

- (1) 事業所における交通安全意識の普及・啓発を図るため、春・秋の全国交通安全運動、夏及び年末年始における交通安全県民運動、「安管統一行動日」等を中心に、事業所付近における立哨活動、事業用車両の一斉点検等を実施した。
- (2) 「安全運転管理モデル事業所推進要領」に基づき、各協議会長及び所轄警察署長から新たにモデル事業所の指定を受けた17事業所に対して、モデル事業所看板の交付を行った。
- (3) 安全運転管理に係る各種情報、月間活動目標、各協議会の活動状況等を掲載した機関紙「安全運転管理者会報」（隔月発行）を会員事業所に送付し、良好な安全運転管理と交通安全思想の普及・啓発を図るとともに交通じ事故等に関する情報を発信した。

【公益事業】

交通安全山口県対策協議会が定めた交通安全活動重点の推進に努め、春・秋の全国交通安全運動をはじめ、交通安全思想の普及・啓発、広報活動を推進するとともに、これらの活動に対する支援・助成活動を行った。

(1)	無事故・無違反コンテスト協賛金（県交対協）	50,000 円
(2)	県警察が行う春・秋の全国交通安全運動に伴う広報活動等助成	30,000 円
(3)	「交通安全年間スローガン」の作成（県交通安全協会と合同）	30,000 円
(4)	山口県交通指導員等連絡協議会に対する助成	20,000 円
(5)	全国交通安全運動等期間中におけるラジオスポット放送	440,000 円
(6)	各協議会が行う交通安全広報活動等に対する助成	380,000 円
(7)	「命のメッセージ展」開催に伴う協賛金	20,000 円
(8)	山口県暴力追放運動推進センター活動助成	30,000 円

5 山口県委託に係る安全運転管理者等に対する講習の実施

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対し、交通事故の発生状況、安全運転管理に必要な知識・技能を習得させるとともに、安全運転管理業務のあり方等について指導し、より効果的・効率的な安全運転管理業務を遂行させるため、山口県の委託により道路交通法に定められた安全運転管理者等講習を県下26会場で38回実施し、さらに追加講習4回を実施して当初の目標であった県内全ての安全運転管理者及び副安全運転管理者の受講が完了した（受講率100パーセント達成）。

【事業報告の附属明細書】

令和3年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。

令和4年4月

一般社団法人山口県安全運転管理者協議会